



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年6月12日金曜日 第2073号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更..... 575
 狩猟免許更新に係る適正試験等の実施..... 575
 指定自立支援医療機関の指定..... 577
 指定研修実施機関の指定..... 578
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）..... 578
 肥料登録有効期間の更新..... 578
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可
 申請の概要..... 578
 土地改良区役員の就退任の届出..... 581
 市営土地改良事業の計画の変更等の同意（2件）..... 581
 町営土地改良事業の計画の変更等の同意（2件）..... 582
 市営土地改良事業の施行の同意（6件）..... 582
 権限代行による道路の区域変更（一般国道440号）..... 582
 土地改良区連合役員の就退任の届出..... 582

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 583
 狩猟免許試験の施行..... 583
 愛媛県立農業大学校入学試験の実施..... 584

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表（2件）..... 585

教育委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開

示請求をすることができる個人情報の一部改正..... 588

労働委員会告示

企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部改正..... 589

正 誤

平成21年6月2日付け第2070号愛媛県告示第773号（土地改良区役員の就退任の届出）中..... 589

告 示

○愛媛県告示第813号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成21年5月28日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成21年6月12日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
18	愛媛県猟友会 今治支部 平田啓吾	1 代表者氏名 平田啓吾	1 代表者氏名 越智泉

○愛媛県告示第814号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

平成21年6月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成21年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
東予地方局	東予第1会場	平成21年7月14日（火）午前9時	東予地区自動車整備協同組合 自動車会館大ホール	新居浜市本郷三丁目5-35
同 上	東予第2会場	平成21年7月15日（水）午前9時	西条市中央公民館多目的ホール	西条市周布401-1
同 上	東予第3会場	平成21年7月17日（金）午前9時	四国中央市民会館三島会館1階第2・3会議室	四国中央市中曽根町500番地
同 上	東予第4会場	平成21年7月22日（水）午前9時	ひうち会館ホテルひうちつどい大研修室	西条市ひうち1番地16
同 上	東予第5会場	平成21年7月24日（金）午前9時30分	愛媛県総合科学博物館研修室	新居浜市大生院2133-2
同 上	東予第6会場	平成21年7月26日（日）午前9時	ひうち会館ホテルひうちつどい大研修室	西条市ひうち1番地16

同	上	東 予 第 7 会 場	平成21年7月26日(日)午前9時	今治市伯方公民館2階大ホール	今治市伯方町木浦甲1234
同	上	東 予 第 8 会 場	平成21年8月2日(日)午前9時	川之江文化センター3階第1講義室	四国中央市金生町下分791-2
同	上	東 予 第 9 会 場	平成21年8月7日(金)午前9時	今治市民会館2階大会議室	今治市別宮町一丁目4-1
同	上	東 予 第 10 会 場	平成21年8月30日(日)午前9時	同	同
中 予 地 方 局		中 予 第 1 会 場	平成21年7月15日(水)午前9時	川内公民館大ホール	東温市南方264
同	上	中 予 第 2 会 場	平成21年7月22日(水)午前9時	北条ふるさと館大会議室	松山市河野別府995
同	上	中 予 第 3 会 場	平成21年7月24日(金)午前9時	砥部町中央公民館講座室	伊予郡砥部町宮内1369
同	上	中 予 第 4 会 場	平成21年7月28日(火)午前9時	なかやま農業総合センター中ホール	伊予市中山町中山丑314-1
同	上	中 予 第 5 会 場	平成21年7月30日(木)午前9時	伊予市市民会館第6会議室	伊予市米湊820
同	上	中 予 第 6 会 場	平成21年8月1日(土)午前9時	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132
同	上	中 予 第 7 会 場	平成21年8月4日(火)午前9時	久万高原町産業文化会館	久万高原町久万188
同	上	中 予 第 8 会 場	平成21年8月5日(水)午前9時	久万高原町農村環境改善センター	久万高原町上黒岩2923-1
同	上	中 予 第 9 会 場	平成21年8月21日(金)午前9時	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132
同	上	中 予 第 10 会 場	平成21年8月24日(月)午前9時	同	同
同	上	中 予 第 11 会 場	平成21年9月7日(月)午前9時	同	同
同	上	中 予 第 12 会 場	平成21年9月13日(日)午前9時	同	同
南 予 地 方 局		南 予 第 1 会 場	平成21年7月15日(水)午前9時	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号
同	上	南 予 第 2 会 場	平成21年7月17日(金)午後1時	徳森公園管理センター(大洲市平公民館)大ホール	大洲市徳森2280-2
同	上	南 予 第 3 会 場	平成21年7月21日(火)午後1時	同	同
同	上	南 予 第 4 会 場	平成21年7月22日(水)午後1時	内子町共生館(五十崎自治センター)共生館ホール	内子町平岡甲185-1
同	上	南 予 第 5 会 場	平成21年7月23日(木)午後1時	同	同
同	上	南 予 第 6 会 場	平成21年7月23日(木)午前9時	愛南町御荘文化センター2階大研修室	愛南町御荘平城3063-1
同	上	南 予 第 7 会 場	平成21年7月24日(金)午後1時	内子町共生館(五十崎自治センター)共生館ホール	内子町平岡甲185-1
同	上	南 予 第 8 会 場	平成21年7月24日(金)午前9時	愛南町一本松山村開発センター大会議室	愛南町一本松3520
同	上	南 予 第 9 会 場	平成21年7月28日(火)午前9時	南予地方局八幡浜支局7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37
同	上	南 予 第 10 会 場	平成21年7月29日(水)午後1時	広見体育センター	鬼北町近永800-1
同	上	南 予 第 11 会 場	平成21年7月30日(木)午後1時	徳森公園管理センター(大洲市平公民館)大ホール	大洲市徳森2280-2
同	上	南 予 第 12 会 場	平成21年7月31日(金)午後1時	同	同
同	上	南 予 第 13 会 場	平成21年7月31日(金)午後1時	宇和島市立吉田公民館大ホール	宇和島市吉田町西小路7番

同	上	南 予 第 14 会 場	平成21年 8月 4日 (火) 午前 9時	南予地方局八幡浜支局 7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目 3 - 37
同	上	南 予 第 15 会 場	平成21年 8月 5日 (水) 午後 1時	宇和島市立立岩松公民館大集会室	宇和島市津島町岩松甲471番地
同	上	南 予 第 16 会 場	平成21年 8月19日 (水) 午前 9時	南予地方局 7階大会議室	宇和島市立天神町 7番 1号
同	上	南 予 第 17 会 場	平成21年 8月21日 (金) 午後 1時	鬼北町日吉住民センター 3階ホール	鬼北町大字下鍵山463
同	上	南 予 第 18 会 場	平成21年 8月26日 (水) 午後 1時	松野町山村開発町民センター 2階大会議室	松野町大字松丸457番地
同	上	南 予 第 19 会 場	平成21年 8月27日 (木) 午後 1時	野村中央公民館大ホール	西予市野村町野村12 - 619
同	上	南 予 第 20 会 場	平成21年 9月 3日 (木) 午後 1時	愛媛県歴史文化博物館オリエンテーションルーム	西予市宇和町卯之町四丁目11 - 2
同	上	南 予 第 21 会 場	平成21年 9月13日 (日) 午後 1時	同 上	同 上
同	上	南 予 第 22 会 場	平成21年 9月13日 (日) 午前 9時	南予地方局 7階大会議室	宇和島市天神町 7番 1号

3 申込みの手續

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル及び横の長さ24センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)更新しようとする免許の種類ごとに各2,800円

カ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課又は東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配付する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第815号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年 6月12日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
ながと脳神経外科・心療内科クリニック	松山市余戸西三丁目9番22号	長戸 重幸	精神通院医療	平成21年 6月1日
チェリー薬局新田店	新居浜市新田町二丁目2番11号	有限会社チェリー薬局	精神通院医療(薬局)	平成21年 6月1日
ユウユウ薬局	四国中央市妻鳥町1547-1	株式会社スエトップ	精神通院医療(薬局)	平成21年 6月1日
有限会社久万ノ台薬局	松山市古三津三丁目4番10号	有限会社久万ノ台薬局	精神通院医療(薬局)	平成21年 6月1日

ハッピー薬局余戸西店	松山市余戸西三丁目 9番25号	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療(薬局)	平成21年 6月1日
ひだまり調剤薬局	松山市高岡町628番地 1	D Iサポート株式会社	精神通院医療(薬局)	平成21年 6月1日

○愛媛県告示第 816 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の33第1項の規定により、同法第69条の8第2項に規定する更新研修の実施に関する事務(介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員の業務に従事しているか又は従事していた経験を有する者を対象とするものに限る。)を行わせる指定研修実施機関を次のとおり指定した。

平成21年 6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 名称
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
- 2 主たる事務所の所在地
松山市持田町三丁目 8番15号
- 3 指定年月日
平成21年 5月11日

○愛媛県告示第 817 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、松山市浅海本谷及び浅海原地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(ため池等整備事業・浅海地区)計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年 6月15日から 7月10日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所北条支所

○愛媛県告示第 818 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、松山市浅海本谷及び浅海原地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(農地保全事業・浅海地区)計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年 6月15日から 7月10日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所北条支所

○愛媛県告示第 819 号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、

次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成21年 6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成27年6月27日	愛媛県第1209号	混合石灰肥料	くみあい粒状土壌改良用混合石灰	アルカリ分 50.0 く溶性苦土 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2
平成27年6月24日	愛媛県第1218号	混合石灰肥料	くみあい粒状土壌改良用混合石灰30	アルカリ分 45.0 く溶性苦土 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第 820 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 6月12日

愛媛県西条保健所長 竹之内 直 人

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
代表取締役社長 渡邊 光廣
- 2 事業場の名称及び所在地
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
- 3 特定施設に関する事項
(1) 銅めつき試験装置2号

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第66号 電気めつき施設
特定施設の能 力	1日当たり27キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後約30日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連 続

特定施設の1日当たりの使用時間		24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	種 類	イオン交換系	還 元 系
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.3~4.4 最大 2.3~4.4	通常 2.3~4.4 最大 2.3~4.4
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 2.4	通常 0.8 最大 0.8
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.4 最大 0.4	通常 0.2 最大 0.2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 11 最大 34	通常 8 最大 23

備考 汚れ等については、汚水処理施設Vにて処理する。

(2) 銅めっきバッチ試験装置3号

特定施設の種 類		政令別表第1第66号 電気めつき施設	
特定施設の能力		1日当たり3キログラム処理	
工事の着手予定年月日		許可後直ちに	
工事の完成予定年月日		着手後約30日	
使用開始の予定年月日		完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔		連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	種 類	イオン交換系	還 元 系
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.3~3.3 最大 2.3~3.3	通常 2.3~3.3 最大 2.3~3.3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.3 最大 0.3	通常 0.5 最大 0.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.05 最大 0.05	通常 0.06 最大 0.06

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01	通常	0.006
	最大	0.01	最大	0.006
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	5	通常	4
	最大	14	最大	12

備考 汚れ等については、汚水処理施設Vにて処理する。

(3) 銅めっきバッチ試験装置4号

特定施設の種 類		政令別表第1第66号 電気めつき施設	
特定施設の能力		1日当たり1.1キログラム処理	
工事の着手予定年月日		許可後直ちに	
工事の完成予定年月日		着手後約30日	
使用開始の予定年月日		完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔		連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~3.0 最大 2.0~3.0	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.5	
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.09 最大 0.09	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1 最大 3	

備考 汚れ等については、汚水処理施設Vにて処理する。

(4) エッチング試験装置1号

特定施設の種 類		政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力		1日当たり1.1キログラム処理	
工事の着手予定年月日		許可後直ちに	
工事の完成予定年月日		着手後約30日	
使用開始の予定年月日		完成後直ちに	

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~3.0 最大 2.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 0.8
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.7 最大 5.7
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.08 最大 0.08
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1 最大 1.5	

備考 汚れ等については、汚水処理施設Vにて処理する。

(5) エッチング試験装置 2号

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1日当たり1.1キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~3.0 最大 2.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 0.8
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.7 最大 5.7
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.04

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.08 最大 0.08
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1 最大 1.5

備考 汚れ等については、汚水処理施設Vにて処理する。

(6) 現像エッチング剥離装置

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1日当たり14キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.5~8.6 最大 2.5~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.8 最大 2.8
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 2.4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.04
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17 最大 50	

備考 汚れ等については、汚水処理施設Vにて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

汚水処理施設V

設 置 年 月 日	平成18年 5月15日
処 理 施 設 の 種 類	物理化学処理
処 理 施 設 の 型 式	イオン交換法
処 理 施 設 の 構 造	鋼材及び塩化ビニール製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 73.7メートル 横 25メートル 高さ 10メートル

処理施設の能力	1日当たり5576立方メートル処理				
汚水等の処理の方式	イオン交換、凝集沈殿及びろ過方式				
処理施設の使用時間間隔	連 続				
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間				
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し				
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前			処理後
		イオン交換系	還 元 系	処理前計	還 元 系
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.0~12.0 最大 3.0~13.0	通常 4.0~12.0 最大 3.0~13.0	通常 4.0~12.0 最大 3.0~13.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.6 最大 9.9	通常 4.4 最大 7.8	通常 5.5 最大 9.7	通常 4.6 最大 7.2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.3 最大 8.8	通常 4.5 最大 9.0	通常 4.3 最大 8.6	通常 4.4 最大 8.9
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.3 最大 1.5	通常 1.3 最大 1.7	通常 1.3 最大 1.6	通常 3.1 最大 4.6
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.9 最大 0.9	通常 0.9 最大 0.9	通常 0.9 最大 0.9	通常 0.5 最大 0.7
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3891 最大 4117	通常 306 最大 445	通常 4197 最大 4562	通常 554 最大 746	

備考 処理水の一部は、系内循環水として再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.4 最大 8.3
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.8 最大 9.6
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.1
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.36 最大 0.65
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1955 最大 2278	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第821号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、四国中央市三島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 6月12日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 村 巖	四国中央市上柏町555 - 3
"	鈴 木 清 雄	四国中央市下柏町523
"	三 宅 繁 博	四国中央市下柏町1121
"	高 橋 薫	四国中央市中曾根町245 - 3
"	森 英 雄	四国中央市三島宮川2丁目1 - 51
"	宮 崎 英 秋	四国中央市中之庄町1259
"	飛 鷹 総 慶	四国中央市寒川町3093 - 1
"	佐々木 守 一	四国中央市寒川町467
"	宮 崎 武 司	四国中央市寒川町2822
"	白 峰 精 一 郎	四国中央市豊岡町大町912
"	星 川 久 幸	四国中央市豊岡町五良野254 - 1
"	井 原 治 明	四国中央市豊岡町長田89 - 1
"	鎌 倉 敏 行	四国中央市富郷町豊坂171
"	近 藤 常 房	四国中央市富郷町寒川山393
監 事	石 村 幸 雄	四国中央市上柏町945
"	篠 原 芳 夫	四国中央市具定町184
"	曾我部 朝 紘	四国中央市豊岡町大町1882 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 村 巖	四国中央市上柏町555 - 3
"	鈴 木 清 雄	四国中央市下柏町523
"	三 宅 繁 博	四国中央市下柏町1121
"	高 橋 薫	四国中央市中曾根町245 - 3
"	森 英 雄	四国中央市三島宮川2丁目1 - 51
"	宮 崎 利 光	四国中央市中之庄町1135
"	飛 鷹 総 慶	四国中央市寒川町3093 - 1
"	佐々木 守 一	四国中央市寒川町467
"	宮 崎 武 司	四国中央市寒川町2822
"	白 峰 精 一 郎	四国中央市豊岡町大町912
"	星 川 久 幸	四国中央市豊岡町五良野254 - 1
"	河 村 重 義	四国中央市豊岡町長田215
"	鎌 倉 敏 行	四国中央市富郷町豊坂171
"	近 藤 常 房	四国中央市富郷町寒川山393
監 事	石 村 幸 雄	四国中央市上柏町945
"	石 川 保 夫	四国中央市中曾根町608
"	妻 鳥 孝 治	四国中央市寒川町2014

○愛媛県告示第822号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定により、東温市から協議のあった土地改良事業(ほ場整備事業・井内上地区)の計画の変更に平成21年6月1日同意した。

平成21年 6月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 823 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、東温市から協議のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・井内上地区）の計画の変更に平成21年 6 月 1 日同意した。

平成21年 6月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 824 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった土地改良事業（農地保全事業・高山地区）の計画の変更に平成21年 6 月 1 日同意した。

平成21年 6月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 825 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・高山地区）の計画の変更に平成21年 6 月 1 日同意した。

平成21年 6月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 826 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（農用地保全事業・神浦地区）の施行に平成21年 6 月 1 日同意した。

平成21年 6月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 827 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定に

より、松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・神浦地区）の施行に平成21年 6 月 1 日同意した。

平成21年 6月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 828 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・睦月地区）の施行に平成21年 6 月 1 日同意した。

平成21年 6月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 829 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・睦月地区）の施行に平成21年 6 月 1 日同意した。

平成21年 6月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 830 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（農用地保全事業・宮ノ佐古地区）の施行に平成21年 6 月 1 日同意した。

平成21年 6月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 831 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・宮ノ佐古地区）の施行に平成21年 6 月 1 日同意した。

平成21年 6月12日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 832 号

四国地方整備局長から道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定により道路の区域を次のように変更した旨の通知があった。その関係図面は、四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字横野5668番 2 から 同字横野8094番まで	旧	メートル 3.7~21.8 13.0~66.4	キロメートル 9.143 2.762	
			新	3.7~21.8 13.0~93.0	9.143 2.762	

○愛媛県告示第 833 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成21年 6月12日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 城 一 郎	八幡浜市若山 1 番耕地44番地 1
"	脇 田 英 俊	宇和島市吉田町河内甲1414番地

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年6月12日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年6月1日	特定非営利活動法人 ドッグネットワーク	田坂博志	松山市堀江町2082番地7	この法人は、犬とのふれあいを通じ、すべての人に命の大切さやぬくもりを感じてもらうこと によって、子どもたちの情操教育や、高齢者や 障害者の心の支えになることを推進し、地域社 会への貢献に寄与することを目的とする。

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成21年6月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成21年8月9日（日）午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
西条第1会場	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
今治第1会場	東予地方局今治支局4階大会議室	今治市旭町一丁目4-9	同上
松山第1会場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132	同上
八幡浜第1会場	愛媛県歴史文化博物館オリエンテーションルーム	西予市宇和町卯之町四丁目11-2	同上
宇和島第1会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号-1	同上

- (2) 平成21年9月1日（火）午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
西条第2会場	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
今治第2会場	東予地方局今治支局4階大会議室	今治市旭町一丁目4-9	同上
松山第2会場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132	同上
八幡浜第2会場	徳森公園管理センター（大洲市平公民館）大ホール	大洲市徳森2280-2	同上
宇和島第2会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成21年 8月 9日の試験に係るものについては、7月13日(月)から27日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成21年 9月 1日の試験に係るものについては、7月13日(月)から 8月18日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課又は東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル及び横の長さ24センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900円、その他の者にあっては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 試験場についての注意事項

受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

平成22年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成21年 6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の区分

総合農学科及びアグリビジネス科

2 入学試験の期日

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

平成21年11月11日(水) 学科試験及び面接試験

イ 一般入学試験(1次募集)

平成22年 1月14日(木) 学科試験及び面接試験

ウ 一般入学試験(2次募集)。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。

平成22年 3月 4日(木) 学科試験及び面接試験

(2) アグリビジネス科

平成22年 1月15日(金) 学科試験及び面接試験

3 入学試験の場所

松山市下伊台町1553番地

愛媛県立農業大学校

4 募集人員、修業年限及び受験資格

(1) 総合農学科

コース	修業年限	募集人員
農産園芸コース	2年	55人
果樹コース		
畜産コース		
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者(平成22年3月に卒業見込みの者を含む。) (2) (1)に掲げるもののほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認められた者	

(2) アグリビジネス科

コース	修業年限	募集人員
リーダー養成コース	2年	10人
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法による短期大学を卒業した者(平成22年3月に卒業見込みの者を含む。) (2) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。)を卒業した者(平成22年3月に卒業見込みの者を含む。) (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認められた者	

5 学科試験科目

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

小論文

イ 一般入学試験(1次募集)

国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学及び理科）

ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）

国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学及び理科）

(2) アグリビジネス科

小論文

6 入学願書受付期間

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

平成21年10月9日（金）から20日（火）まで

イ 一般入学試験（1次募集）

平成21年12月7日（月）から18日（金）まで

ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）

平成22年2月9日（火）から15日（月）まで

(2) アグリビジネス科

平成21年12月7日（月）から18日（金）まで

(3) 郵送による場合は、総合農学科及びアグリビジネス科とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。

7 受験手続

入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。

(1) 最終学校の調査書

(2) 写真（出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル正方形のもの）

(3) 総合農学科への推薦入学を希望する者にとっては、出身高等学校又は出身中等教育学校の長の推薦書

(4) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙

8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。

監 査 公 表

○公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年 6月12日

愛媛県監査委員 白石 友一
同 明比 昭治
同 河野 忠康
同 和氣 政次

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
農 地 整 備 課	平成20年10月21日
林 業 政 策 課	平成20年10月15日
森 林 整 備 課	"
漁 政 課	平成20年10月20日
漁 港 課	"

(監査の結果)

1 土地改良事業費等補助金返還金については、収入未済額の縮減に引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	0	73,115	73,115	
18年度	0	108,115	108,115	
差引増減	0	35,000	35,000	

(農地整備課)

2 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	1,655,000	20,688,044	22,343,044	
18年度	3,415,000	21,478,044	24,893,044	
差引増減	1,760,000	790,000	2,550,000	

(林業政策課)

3 林業改善資金特別会計における違約金（貸付金償還金に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
15年度	315,747	
16年度	212,646	
19年度	555,552	
計	1,083,945	

(林業政策課)

4 県有林経営事業特別会計については、単年度収支不足額は前年度に比べて減少しているが、平成19年度決算の歳入不足額は21億1,400万円余となっており、収支の不均衡はなお拡大しているため、今後とも健全な経営に向けて一層の努力が望まれる。

(森林整備課)

5 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	1,500,000	1,780,000	3,280,000	
18年度	1,500,000	500,000	2,000,000	
差引増減	0	1,280,000	1,280,000	

(漁政課)

6 違約金（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
12年度	210,000	
計	210,000	

(漁港課)

7 海上調査業務について、調査台船までの海上交通経費を実態と著しく乖離した過大な積算を行っていた。

(漁港課)

(措置の内容)

1 これまでの交渉で、債務者から分割納付の申出があり、平成16年3月以降、一部弁済としてほぼ毎月5,000円が納付されており、徐々に

ではあるが整理が進んでいる。

なお、18年10月から19年5月の間、本人の入院等により一時的に納付が滞ったが、交渉の結果、19年6月から納付が再開され現在に至っている。

今後とも、粘り強く交渉を続け、早期収入に努めて参りたい。

(平成21年3月31日現在 残額 23,115円) (農地整備課)

2 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により19年度末で5件22,343,044円(件数は債務者数)の未収金が生じており、債務者の資力等に応じた償還の指導に努めた結果、20年度中に3,565,000円が償還され、21年3月末現在の滞納繰越に係る未収金額は18,778,044円となったが、20年度に新たに2件1,875,000円の未収金が発生したことから、21年3月末現在の未収金総額は、20,653,044円となっている。

今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

(林業政策課)

3 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違約金については、19年度末で3件1,083,945円(件数は債務者数)の未収金が生じており、いずれも返済資力がなく回収が困難な状況であるが、債務者の資力等を考慮し、分割による納入や貸付金償還金完済後の納入を指導しているところである。

この結果、20年度中100,000円が納入され、21年3月末現在の滞納繰越に係る未収金額は、983,945円となったが、20年度に新たに3件830,254円の未収金が発生したことから、21年3月末現在の未収金総額は、1,814,199円となっている。

今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

(林業政策課)

4 県営林の経営については、平成12年2月に策定した県営林経営改善計画「県営林経営の新たな改善方向(H12~76)」に基づき早期財政健全化等に取り組んでいる。

平成20年度においては、従来から行っている国庫補助事業の導入による育林経費の負担軽減に加え、

森づくり交付金事業(国費100%)等の実施

ボランティア活動や企業の森づくり活動の拠点となる“森林づくりフィールド”の提供・整備(森林環境税事業)

担い手の育成のための“研修フィールド”の提供

など、育林経費(特別会計)の支出を伴わない県営林の整備に努めるとともに、今年度から更なる経費削減の取組として、木材市場を介さない製材工場への直送システムにより生産経費の縮減につとめており、今後とも可能な限りの収支改善を行い、健全な経営に向けて鋭意努力をして参りたい。

(森林整備課)

5 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営等を強いられる中、平成19年度末で2件3,280,000円の6か月を超える長期延滞が生じており、分割償還計画に基づく返済の指導に努めた結果、平成20年9月16日と21年3月13日に滞納者から分割償還としてそれぞれ200,000円と10,000円が納入され、21年3月末現在の延滞繰越に係る未収金額は3,070,000円となったが、20年度分1,000,000円の延滞額が加わり、21年3月現在の未収金額は2件4,070,000円となっている。

今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

(漁政課)

6 違約金210千円は、松山地方裁判所の破産終結決定によって回収できない債権であることから、不納欠損処分の方で措置したい。

(漁港課)

7 予定価格の算出は、水産庁の積算基準を適用しており、この基準が全国的な実態調査に基づいていることから、標準的な予定価格になっていると考えている。しかし、交通船については、作業実態が国の基準と合わない事例があることから、運用方法について水産庁と協議し検討していきたい。

(漁港課)

○公表第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年6月12日

愛媛県監査委員 白石友一
同 明比昭治
同 河野忠康
同 和氣政次

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Lists various public institutions and their audit dates.

(監査の結果)

1 工業用水道事業

(1) 県下3工業用水道事業のうち、松山・松前地区工業用水道事業については、給水先が大口で、給水実績も堅調であり、経営成績は安定しているが、今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により、経営成績自体は安定しているものの、実績給水量の減少傾向が続いている。このため、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が必要である。

西条地区工業用水道事業については、造成土地の売却が一時的に収益に寄与したものの、経常・構造的には平成20年度以降も大幅な赤字が続く、資金収支も一段と悪化すると見込まれ、依然として厳しい経営状況にある。このため、引き続き、新規需要の開拓等に努力を払われたい。

(2) 営業未収金(納期到来分)については、早期回収に引き続き努められたい。

(平成20年3月31日現在 単位:円)

Table with 4 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b). Shows financial data for industrial water supply.

(3) 営業外未収金(納期到来分)については、早期回収に一層の努力が望まれる。

(平成20年3月31日現在 単位:円)

Table with 4 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b). Shows financial data for non-operating receivables.

計	1,612,916	0	1,612,916
---	-----------	---	-----------

(4) 附帯事業未収金については、早期回収に努力が望まれる。
(平成20年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
造成土地売却に伴う 割賦代金・割賦利息	0	2,685,199	2,685,199

(5) 土地造成事業は、19年度から、工業用水道事業の附帯事業とされたところであるが、今後とも、未処分地約20万㎡の早期売却等に努められたい。

2 病院事業

(1) 経営成績は、前年度の純利益3,429万円から純損失8億905万円となっている。

また、累積欠損金は前年度の177億8,159万円から、19年度末には185億9,065万円と増加しており、企業債等の借入残高280億円余とあわせ、依然として厳しい財務状況となっている。

このため、医師・看護師の確保を図ることによって、外来患者数の増加及び病床利用の向上による収益の増加や、業務全般にわたる費用の抑制・縮減に努め、地域医療の中核施設としての使命を担いながら、経営健全化に向けて、さらなる取組みが望まれる。

(2) 個人医業未収金(納期到来分)については、早期回収により一層の努力が望まれる。

(平成20年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	169,909,371	71,312,387	241,221,758
今治病院	45,910,410	21,269,015	67,179,425
三島病院	17,033,082	2,006,899	19,039,981
南宇和病院	27,827,343	6,366,116	34,193,459
新居浜病院	36,751,106	9,234,024	45,985,130
計	297,431,312	110,188,441	407,619,753

(3) 医業外未収金(納期到来分)については、早期回収により一層の努力が望まれる。

(平成20年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	870,292	1,640,468	2,510,760
今治病院	90,290	82,490	172,780
三島病院	53,790	59,820	113,610
南宇和病院	83,580	20,440	104,020
新居浜病院	163,670	54,110	217,780
計	1,261,622	1,857,328	3,118,950

(4) 廃止された北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金については、県立病院課において適切に債権管理を行うとともに、早期回収に引き続き努められたい。

(平成20年3月31日現在 単位：円)

区 分	未収金	備 考
個人医業未収金	7,293,890	
医業外未収金	902,672	
計	8,196,562	

(措置の内容)

1 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、主要な施設を共有している今治市と、上水道事業との連携による経営改善方策について協議を行うとともに、あらゆる角度から経営改善に積極的に取り組むこととしている。

西条地区工業用水道事業については、将来にわたって安定的な運営を行うために様々な検討を行ったが、厳しい県財政や地域産業への影響等を考慮した結果、自力で採り得る経営改善策として、経営規模の適正化(計画給水量の縮小)を骨子とする「西条地区工業用水道事業経営改善計画」を平成21年3月に策定し、その実施に向けて取り組んでいるところである。

また、「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水としての需要拡大に努めているところである。

(2) 西条地区工業用水道事業の給水料金未収金(納期到来分19年度末現在5,309,116円)については、滞納企業3社のうち2社は既に倒産しているため、納入指導が困難な状況であり、残る1社は「支払計画書」に基づき、電話等による納入指導を継続して実施しているが、タオル業界の景気悪化等により未収金の回収には至っていない。

今治地区工業用水道事業の給水料金未収金(納期到来分19年度末現在1,613,178円)については、料金徴収事務を委託している今治市と今後の対応について協議を行ったが、具体的な方策を見出すことができず、未収金の回収には至っていない。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意するとともに、未収金の早期回収に努めたい。

(平成21年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成20年3月31日現在の未収金
西条地区工業用水道給水料金	5,309,116	0	5,309,116	5,309,116
今治地区工業用水道給水料金	1,613,178	0	1,613,178	1,613,178
計	6,922,294	0	6,922,294	6,922,294

(3) 西条地区工業用水道事業の超過料金(納期到来分19年度末現在224,064円)及び壬生川幹線工事負担金(納期到来分19年度末現在1,388,852円)については、滞納企業が既に倒産しているため、納入指導も困難な状況であることから、未収金の回収には至っていない。今後においては、工業用水道事業の超過料金や工事負担金の適期収入に留意し、未収金の発生防止と早期の回収に努めたい。

(平成21年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成20年3月31日現在の未収金
西条地区工業用水道超過料金	224,064	0	224,064	224,064
西条地区工業用水道壬生川幹線工事負担金	1,388,852	538,281	1,927,133	1,388,852
計	1,612,916	538,281	2,151,197	1,612,916

(4) 附帯事業未収金(納期到来分19年度末現在2,685,199円)については、分納指導等の結果、過年度未収金について一部回収を行った。今後とも、分納指導に努め、未収金の早期回収に努めたい。

(平成21年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成20年3月31日現在の未収金
造成土地売却等に伴う割賦代金・割賦利息・賃貸料	2,258,569	1,974,858	4,233,427	2,685,199

(5) 土地造成事業については、平成20年度、引き続き道路等のインフ

ラ整備に取り組むとともに、分譲促進に努めた結果、6件、約8万5千㎡の分譲処分を行った。

平成21年度においても、引き続き未処分地の早期売却等に取り組みたい。

2 病院事業

(1) 全国的な医師不足の影響等により、診療体制を維持することさえ苦勞している状況にある。特に、三島病院と南宇和病院においては中央病院等からの応援により、かろうじて診療機能を維持している状態であり、今後とも医師・看護師の確保に努めたい。

また、平成20年度においては、病院の協力を得て、診療材料費及び薬品費の削減に向けた取組を強化し、一定の成果があったところである。

加えて、平成21年度から開始する5か年計画の「第3次愛媛県立病院財政健全化計画(中間報告)」を策定し、経営基盤の強化、高度で良質な医療の提供、人材の育成・確保、患者サービスの提供の4つの基本目標を立て、本局と病院職員が一体となって、財政健全化に取り組むこととしている。

(2) 個人医業未収金については、院内の協力・連携により発生を極力防止するとともに、発生した場合には、速やかな回収に努めている。

平成20年度は、「愛媛県病院事業未収金取扱要領」に基づく未収金発生時の早期督促や、本局と病院事務局職員による共同臨戸訪問に加え、内容証明・配達証明郵便による催告を実施するなど、未収金の回収強化を図ったところである。

平成21年度からは、納入義務者で所在不明となったものに対し、市町に対する住民票の公用請求に代えて、住基ネットを利用することにより、事務の効率化及び未収金の回収向上を図ることとしており、今後とも、未収金の発生防止と早期回収に努力したい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

Table with 5 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b), 平成20年3月31日現在の未収金. Rows include 中央病院, 今治病院, 三島病院.

Table with 5 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b), 平成20年3月31日現在の未収金. Rows include 南宇和病院, 新居浜病院, 計.

(3) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、前記未収金取扱要領に基づき、未収金の発生防止及び回収強化を図っているところであり、今後とも、未収金の発生防止と早期回収に一層努力したい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

Table with 5 columns: 区分, 過年度未収金(a), 現年度未収金(b), 未収金合計(a)+(b), 平成20年3月31日現在の未収金. Rows include 中央病院, 今治病院, 三島病院, 南宇和病院, 新居浜病院, 計.

(4) 廃止された北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金については、本局で昨年7月と8月に、毎月分納をしているものを除く全未納者に対し、夜間訪問を含む臨戸訪問を実施し、支払又は支払計画の提示が全くない悪質性の高いものに対し、平成21年2月には、内容証明・配達証明郵便による催告を実施した。今後は、法的措置を視野に入れ、未収金の早期回収に一層努力したい。

(平成21年3月31日現在 単位:円)

Table with 3 columns: 区分, 未収金, 平成20年3月31日現在の未収金. Rows include 個人医業未収金, 医業外未収金, 計.

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第5号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成14年3月愛媛県教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成21年6月12日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Comparison table between '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment) regarding information disclosure requests. It details changes to the types of information and the locations where requests can be made.

<p>にあつては、それぞれの得点)、集団討論・面接試験の得点、スポーツの分野の実績等に対する評価点、総合得点及び総合順位(第1次選考試験の不合格者に係るものに限る。)</p>		<p>にあつては、それぞれの得点)、集団討論・面接試験の得点、スポーツの分野の実績等に対する評価点、総合得点及び総合順位(第1次選考試験の不合格者に係るものに限る。)</p>	
<p>第1次選考試験の筆記試験の項目別得点(一般教養及び教職専門科目にあつては、それぞれの得点)、集団討論・面接試験の得点及びスポーツの分野の実績等に対する評価点、第2次選考試験の筆記試験及び面接試験の得点並びに総合得点及び総合順位</p>	<p>省略</p>	<p>第1次選考試験の筆記試験の項目別得点(一般教養及び教職専門科目にあつては、それぞれの得点)、集団討論・面接試験の得点及びスポーツの分野の実績等に対する評価点、第2次選考試験の筆記試験及び面接試験の得点並びに総合得点</p>	<p>省略</p>
<p>省略</p>		<p>省略</p>	

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定に基づき、愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を平成21年5月22日認定したので、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(昭和53年5月愛媛県地方労働委員

会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成21年6月12日

愛媛県労働委員会

会長 白石喜徳

表本局の項労働組合法第2条第1号に規定する者の欄中「課長」の下に「、室長」を加え、「課長補佐」の下に「、室長補佐」を加え、表県立病院の項労働組合法第2条第1号に規定する者の欄中「事務局長」の下に「、経営統括監」を加え、「、企画調査監」を削る。

正 誤

○正 誤

平成21年6月2日付け第2070号愛媛県告示第773号(土地改良区役員の就退任の届出)中

ページ	箇所	誤			正		
		役員の種類	氏 名	住 所	役員の種類	氏 名	住 所
552	就任の表	理事	松下長生	松山市堀江町甲1799番地	理事	松下長生	松山市堀江町甲1799番地
		"	山本恵	松山市堀江町甲496番地2	"	山本恵	松山市堀江町甲496番地2
		"	西村光弘	松山市堀江町甲1478番地	"	西村光弘	松山市堀江町甲1478番地
		"	三好榮介	松山市堀江町甲1527番地4	"	三好榮介	松山市堀江町甲1527番地4
		"	太田衛	松山市堀江町甲1554番地7	"	太田衛	松山市堀江町甲1554番地7
		"	高橋良充	松山市堀江町甲1699番地3	"	高須賀一喜	松山市堀江町甲1675番地
		"	芳本幸安	松山市堀江町甲1786番地1	"	新出務	松山市堀江町甲1660番地
		"	芳野豊志	松山市堀江町甲2036番地	"	高橋良充	松山市堀江町甲1699番地3
		監事	安井和久	松山市堀江町甲843番地19	"	芳本幸安	松山市堀江町甲1786番地1
		"	松下浩史	松山市堀江町甲1603番地	"	芳野豊志	松山市堀江町甲2036番地
		"	河野明夫	松山市堀江町甲877番地	監事	安井和久	松山市堀江町甲843番地19
		"	高須賀一喜	松山市堀江町甲1675番地	"	松下浩史	松山市堀江町甲1603番地
		"	新出務	松山市堀江町甲1660番地	"	河野明夫	松山市堀江町甲877番地